

2-2 分取造林

単位(面積:ha)

年 森 林 管 理 次 審	総 数		設定区部分林		旧償部分林		学校分取造林		各種記念分取造林		林業構造改善分取造林		山村振興分取造林		一般分取造林	
	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積
平成 23 年 3 月 31 日	631	4,862	12	234	-	-	59	329	233	924	50	971	11	148	266	2,255
平成 24 年 3 月 31 日	623	4,845	12	234	-	-	51	313	233	924	50	971	11	148	266	2,255
平成 25 年 3 月 31 日	621	4,825	11	227	-	-	49	297	234	927	50	971	11	148	266	2,255
平成 26 年 3 月 31 日	620	4,818	11	227	-	-	49	296	234	927	50	971	11	148	265	2,248
平成 27 年 3 月 31 日	618	4,805	11	227	-	-	49	296	232	914	50	971	11	148	265	2,248
富山	-	-														
北信	57	310					9	56	19	83	3	30			26	141
中信	22	86					4	15	7	28					11	43
東信	308	3,227	11	227			8	71	98	458	37	825	1	6	153	1,641
南信	17	67					4	12	8	10	1	40			4	5
木曾	40	283					9	55	8	36			1	106	22	86
(南木曾)	13	45					2	4	2	6					9	36
飛騨	25	195					3	7	15	45					7	143
岐阜	61	169					1	1	47	134			3	10	10	24
東濃	30	171					1	5	12	53			6	27	11	86
(愛知)	45	251					8	70	16	61	9	76			12	44

1 本表は、分取造林台帳より作成した。

2 設定区部分林は、部分林が多数複雑に存在する地方で、地域を特定してその設定を認めたものである。(明治38年)

3 旧償部分林は、旧国有林野法施行当時、既に国有林野についての収益権利を有していた部分林を、

国有林野法によって部分林とみなしたものである。(明治32年)